

報告書のとりまとめに当たり

委員 池本誠司

1. (報告書の基本的な評価と今後の取扱い)

前回調査会（8月3日）の取りまとめ案に比べ、報告書のいくつかの箇所で表現が要約されているところがみられるが、後払い決済とキャリア決済については、関係省庁において専門調査会での議論を踏まえて調査・検討を始めることを求める、という意見の趣旨に変更はない。

委員会においては、報告書の意見を踏まえて関係省庁に対し建議を発信することやその後の検討状況のフォローアップを行って頂きたい。

2. (プリンシプルの用語について)

本報告書では、「多様な支払手段について共通して確保されるべき消費者保護の中核的原則」として「プリンシプル」という用語を用いている。

本報告書におけるプリンシプルの意味は、一般的な用語例とは違うので、報告書を読む方は注意して頂きたい。

プリンシプルの一般的な用語例は、報告書34頁に記載されているように、「遵守することが望ましい指針を示し、遵守しないという選択をする場合にはその理由を説明することを求める手法」という意味である。消費者契約法検討会の令和8年8月31日検討会の資料1「中間とりまとめ（案）」においても、「プリンシプル（行動 規範や行動原則）としての配慮を促進する仕組み（以下「配慮規定」という。）を設ける」とされている。

これに対し、本報告書におけるプリンシプルは、「いかなる支払手段が用いられる場合であっても必ず確保されなければならない到達点をいい、事業者の自主的対応と法制度上の措置とを適切に組み合わせて実現することが求められるものである。」（2頁）という意味である。

したがって、まずは事業者の自主的取組によって実現されることを期待し、事業者団体や行政機関がこれを支援することが望ましいが、「関係事業者の自主的な取組のみでは改善しないと考えられる事項については、関係行政機関は実効性のある適切な対応の検討を行うべきである。」（35頁）ということまで含む提言である。

本報告書に、参考とすべき関連法制度をいろいろと紹介しているのは、この段階の対応のあり方の参考例を提示しているのである。

3. (後払い決済の相談件数の拡大と速やかな取組)

後払い決済サービスに関する消費者トラブルの現状は、業界団体を組織し加盟

店調査に関する自主ルールを定めた後も消費生活相談件数の拡大が続いている実態があるため、関係行政機関による法制度的措置を含む実効性ある対応が必要が段階にあると、専門調査会としては考えている。

すなわち、日本後払い決済サービス協会が設立された2021年度の消費生活相談件数は20,302件であったものが、「加盟店調査に係る自主ルール」が2022年3月に制定された以降である2022年度の相談件数が42,871件、2023年度が44,653件、2024年度が57,776件、2025年度が66,544件と増加の一途を辿っている（報告書9頁）。

これは、業界団体の参加事業者が数社にとどまっており、自主規制の取組が残念ながら効果を挙げていないという状態であり、速やかに法制度による実効性ある措置に向けて検討を開始して頂く必要がある。

業界団体としても、せっかく自主規制による改善を目指しているのに、アウトサイダーによるトラブルが続いているため自主的努力が報われない状態であるから、むしろ法制度的措置を講じた方が望ましいのではないかと考えられる。

4.（消費生活相談情報の信用性について）

業界団体の自主的取組が行われている中で、苦情申出を含む消費生活相談件数が増加していることをどう評価するかという問題がある。

消費者契約法の平成28年改正において、「PIO-NET 情報は信頼性に欠ける、立法の情報たりえない」という意見が出ていた。これについて政府はどう考えるかという議員からの質問に対し、当時の消費者問題担当の河野太郎大臣の次のような答弁がある。

（参議院地方・消費者問題特別委員会平成28年5月20日議事録8頁）

「PIO-NET の情報は、相談者からの申出情報ではございますが、専門性を有する相談員が事実関係を聴取、チェックしてシステムに入力した後に、地方公共団体の職員が精査、決裁した上で登録をされているということを考えれば、相応の信頼性があるというふうに考えております。

また、同じような相談情報が多数登録された場合は真実性がより高いものと認められ、十分に信頼性を有するものと判断されますし、この情報、PIO-NET の情報を基に政府、各省庁が立法を行ってきたところでございますので、この情報が信頼がないということはありませんのでございまして、今後そのような前提で議論が行われたときには、政府として承服しかねるということをきちんと申し上げて参りたいと思います。」

この政府答弁を踏まえて、後払い決済に関する相談件数が増加を続けている事実は正面から受け止めて、早急に調査・検討を始めて頂きたいと考えます。

5. (販売事業者を支払手段を提供する事業者の適用対象)

報告書は、「販売事業者を支払手段を提供する機能」の意味について、「販売事業者との契約の有無を問わず、取引の実態等に基づき、販売事業者を支払手段を提供する機能をいう。」「機能2との関係で重要なのは、外形上の契約形態にかかわらず、誰を加盟店とするかについての判断を行うことができ、加盟店の選定やモニタリング等の役割を果たし得ることであり、そのような立場にある事業者がここに該当する。」(30頁)と記述している。

ここで「販売事業者との契約の有無を問わず」とか「外形上の契約形態にかかわらず」という記載が重要である。

現行の割賦販売法の規律は、アクワイアラーが加盟店契約締結の最終決定権限を保有してクレジットカード番号等取扱契約締結事業者として登録し加盟店調査義務を負っていれば、その先の決済代行業者は(複数であっても)登録義務・加盟店調査義務は負わなくても良い、という規律である。その場合は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が委託先への監督義務を行うことによって対応するという考え方である。

この点は、登録拒否事由の中に、「業務委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置」等(法35条の17の5第1項8号、省令133条の3第1項1号)が規定されているが、7月に破産した全東信事件に見られるように、決済代行業者に対する指導監督が不十分であった事案が現に発生しているし、取引先加盟店を増やしてくれる決済代行業者を直ちに解除するという行動は、経済行動として実効性が不確かとなりやすい。加盟店を直接把握しコントロールできる立場の事業者による加盟店調査措置義務の必要性は変わらない。

さらに、近年増えているクレジットカード払い以外の各種支払手段を総合的に提供する決済プラットフォームは、アクワイアラー側により指導監督や契約解除の対応が一層困難となると考えられる。

本報告書は、最終決定権限の所在に関わらず、「誰を加盟店とするかについての判断を行うことができ、加盟店の選定やモニタリング等の役割を果たし得ることであり、そのような立場にある事業者がここに該当する。」(30頁)という点が重要である。したがって、取引実態に応じて、一つの決済ルートに二つ以上の登録義務対象者を定めることを積極的に位置づけることが必要であると考ええる。

なお、報告書55頁末から56頁に、金融規制の分野における任意登録制の採用と業務委託先への指導監督義務の利用の仕組みが紹介されている。これは、この方法で足りるという意味ではなく、任意登録制を採用していれば業務委託先への指導監督義務から解放されるという意味であってはならないという指摘である。